

熊本県情報公開審査会答申の概要
(平成29年5月19日付け答申第128号)

1 事案の概要

H27.4.17 異議申立人

情報公開条例（以下「条例」）に基づき、知事（以下「実施機関」）に対し、次のとおり開示請求

熊本県知事（実施機関）の諮問（諮問第158号「水俣病関係訴訟の上告受理申立てに当って最高裁判所に提出した『上告受理申立て理由書』の作成に係る議事録の不開示決定（不存在）に関する件」）に対する熊本県情報公開審査会の答申（平成27年2月6日付け（答申第117号））における実施機関の説明は、「上告受理申立て理由書は、担当者の起案した文案が県庁内の決裁プロセスを経て作成された」というものであった。

- ① 当該文案。
- ② 当該プロセスから当該理由書作成までの協議録。（以下「本件開示請求1」）
- ③ ②後の協議録。（以下「本件開示請求2」）
- ④ 当該理由書には、中村政明証人（国立水俣病総合センター総合臨床室長）の調書が記載されていた。そこで、当該理由書作成に当たっての環境省及び中村証人との協議録。（以下「本件開示請求3」）
- ⑤ 同省が提供した資料。（以下「本件開示請求4」）

H27.5.1 実施機関

保有する行政文書について対象文書の有無を検討し、①の当該文案については、部分開示決定を行い、本件開示請求1から本件開示請求4までについては、作成又は取得していないという理由から不開示決定（以下「本件不開示決定」）

H27.7.2 異議申立人

本件不開示決定を不服とし、異議申立て

H27.7.21 実施機関

情報公開審査会に諮問（諮問第168号）

2 当事者の主張の趣旨

(1) 異議申立人

- ・ 本件不開示決定の取消しを求める。
- ・ 画期的な〇〇訴訟控訴審判決を、熊本県知事らは著しい経験則違背と主張し、最高裁判所に上告受理申立て理由書を提出したのであれば、当該理由書作成に当たっての協議は行っていたはずである。
- ・ 実施機関の本件開示請求1及び2に係る不開示理由は、同知事らがおかした〇〇氏の人権侵害を隠蔽するものであることから、当該説明には到底承服できない。
- ・ 環境省の対応がなければ、同知事らは最高裁判所に提出できるような当該理由書の作成はできなかったことから、本件開示請求3及び4に係る行政文書は存在していたはずである。

- ・当該行政文書に熊本県及び環境省にとって都合の悪いことが記載されていたことから、本件開示請求3及び4について不存在による不開示としたものであり、当該説明には到底承服できない。

(2) 実施機関

- ・当該理由書は、担当者の起案した文案を県庁内の決裁プロセスを経て作成されたものであるため、本件開示請求1及び2に係る協議録は作成していない。
また、中村政明証人の調書内容は従来他の訴訟においても使用されているため、本件開示請求3に係る協議録は作成しておらず、本件開示請求4の資料も存在しないため、本件不開示決定を行った。

3 審査会の判断

(1) 結論

実施機関が行った本件不開示決定は、妥当である。

(2) 理由

① 本件開示請求1及び2について

当該理由書は担当者の起案した文案を県庁内の決裁プロセスを経て作成し、国とのやり取りや部内での検討結果は、最終的な文案に反映しているため、協議内容を記録した文書は存在せず、当該理由書作成後の協議録についても、決裁後に協議等を行って修正をしたり手を加えたりすることはしておらず、存在しないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、首肯し得るものと認められる。

② 本件開示請求3及び4について

中村証人の調書内容を使用することについては、従来他の訴訟においても使用されているため、環境省及び中村証人との協議録は作成しておらず、また環境省が提出した資料も存在しないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、首肯し得るものと認められる。

諮問実施機関	： 熊本県知事
諮問日	： 平成27年7月21日（諮問第168号）
答申日	： 平成29年5月19日（答申第128号）
事案名	： 水俣病関係訴訟の上告受理申立てに当たって最高裁判所に提出した「上告受理申立て理由書」の作成に係る「協議録」等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申

第1 審査会の結論

熊本県知事（以下「実施機関」という。）が、水俣病関係訴訟に係る上告受理申立て理由書（以下「当該理由書」という。）の作成に係る協議録等について、平成27年5月1日に行った不存在による不開示決定は、妥当である。

第2 諮問に至る経過

1 平成27年4月17日、異議申立人は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、次のとおり行政文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

熊本県知事（実施機関）の諮問（諮問第158号「水俣病関係訴訟の上告受理申立てに当たって最高裁判所に提出した『上告受理申立て理由書』の作成に係る議事録の不開示決定（不存在）に関する件」）に対する熊本県情報公開審査会の答申（平成27年2月6日付け（答申第117号））における実施機関の説明は、「上告受理申立て理由書は、担当者の起案した文案が県庁内の決裁プロセスを経て作成された」というものであった。

- ① 当該文案。
- ② 当該プロセスから当該理由書作成までの協議録。（以下「本件開示請求1」という。）
- ③ ②後の協議録。（以下「本件開示請求2」という。）
- ④ 当該理由書には、中村政明証人（国立水俣病総合センター総合臨床室長）の調書が記載されていた。そこで、当該理由書作成に当たっての環境省及び中村証人との協議録。（以下「本件開示請求3」という。）
- ⑤ 同省が提供した資料。（以下「本件開示請求4」という。）

2 平成27年5月1日、実施機関は、保有する行政文書について対象文書の有無を検討し、①の当該文案については、部分開示決定を行い、本件開示請求1から本件開示請求4までについては、作成又は取得していないという理由から、不存在による不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）を行った。

3 平成27年7月2日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律

第160号)第6条の規定に基づき、実施機関に対して本件不開示決定を不服とする異議申立てを行った。

4 平成27年7月21日、実施機関は、この異議申立てに対する決定を行うに当たり、条例第19条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問を行った。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件不開示決定を取り消すことを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立書等によれば、おおむね以下のとおりである。

(1) 画期的な〇〇訴訟控訴審判決を、熊本県知事らは著しい経験則違背と主張し、最高裁判所に当該理由書を提出したのであれば、当該理由書作成に当たっての協議は行っていたはずであるので、本件開示請求1及び本件開示請求2を特定し、開示することを求める。

(2) 当該理由書は〇〇氏の命さえもないがしろにしたもので、それを同知事らは最高裁判所に提出したのであれば、それだけの議論等を行っていたはずである。

(3) 実施機関の本件開示請求1及び本件開示請求2に係る不開示理由は、同知事らがおかした〇〇氏の人権侵害を隠蔽するものであることから、異議申立人は当該説明には到底承服できないのである。

(4) 平成25年11月17日付けで行政文書(「意見書(乙第168号証)作成に当たっての議事録」等)の開示請求をしたところ、実施機関は同年12月27日付けで不開示決定(熊本県指令水俣審第22号)とした。当該処分とした理由について、「水俣病認定業務は法定受託事務であり、当該業務に係る訴訟における医学的説明に関する事柄については環境省が対応した」というものであった。

意見書同様、当該理由書作成に当たっても環境省の対応がなければ、同知事らは最高裁判所に提出できるような当該理由書はできなかったことから、本件開示請求3及び本件開示請求4に係る行政文書は存在していたはずであるので、これを特定し、開示することを求める。実施機関の不開示理由は、到底承服できないのである。

(5) 本件開示請求3及び本件開示請求4に関する行政文書を、実施機関が開示しようとしなないのは、当該行政文書に熊本県及び環境省(＝中村政明医師)にとって都合の悪いことが記載されていたことから、実施機関はこれが公になることをおそれて、本件開示請求3及び本件開示請求4の不開示理由としたものであることから、異議申立人は当該説明には到底承服できないのである。

- (6) 上告に当たって、熊本県は環境省と相談したように、本件開示請求4に関する行政文書が存在しなければ、県だけでは当該理由書を作成することはできないことから、実施機関の本件開示請求4に係る不開示理由は、到底承服できないのである。
- (7) 以上のとおり、実施機関が不存在として不開示とした決定には理由がないことから、この判断は「不当」であり、異議申立人は、当該処分の取消しを求める。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関からの理由説明書等での説明内容を要約すれば、おおむね以下のとおりである。

1 本件開示請求に係る文書の不存在について

(1) 本件開示請求1について

当該理由書は、担当者の起案した文案を県庁内の決裁プロセスを経て作成されたものであるため、請求に係る協議録は作成していない。

(2) 本件開示請求2について

上記(1)と同様、請求に係る協議録は作成していない。

(3) 本件開示請求3について

当該理由書の作成に当たり、中村政明証人の調書内容を使用することについては、従来他の訴訟においても使用されているため、請求に係る協議録は作成していない。

(4) 本件開示請求4について

請求に係る環境省が提出した資料は存在しない。

第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張内容及び実施機関の説明内容に基づき、本件不開示決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 本件不開示決定の妥当性について

(1) 本件開示請求1及び本件開示請求2について

実施機関は、本件開示請求1及び本件開示請求2の文書の不存在について、第4-1-(1)及び(2)のとおり説明している。当審査会では、当該理由書が作成されたプロセスは具体的にどのようなものであったのか、協議等が行われたのか、実施機関に対し説明を求めたところ次のとおりであった。

- ① 担当者が、環境省や法務省に公害健康被害の補償等に関する法律に基づく認定審査の運用や理由書案の法律構成等について確認するとともに、環境生活部内で検討を行って文案を作成した。

② 環境省や法務省への確認は電話等でやり取りを行い、部内での検討についても、会議等を開いたのではなく上司との口頭による相談程度であり、これらの内容は最終的な文案に反映させているため、文書として作成又は保存していない。

③ 文案を作成した後は、熊本県庁処務規程に基づき政策審議監までの決裁を経て文案を確定させ、決裁後は、協議等は行っておらず、福岡法務局に送付し、福岡法務局から福岡高等裁判所に提出した。

上記のとおり、「当該理由書は担当者の起案した文案を県庁内の決裁プロセスを経て作成し、環境省や法務省とのやり取りや部内での検討結果は、最終的な文案に反映しているため、協議内容を記録した文書はない」とする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、首肯し得るものと認められる。

また、当該理由書作成後の協議録についても、決裁後に協議等を行って修正をしたり手を加えたりすることはしておらず、存在しないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、首肯し得るものと認められる。

よって、本件開示請求 1 及び本件開示請求 2 に係る不存在による不開示決定は、妥当である。

(2) 本件開示請求 3 及び本件開示請求 4 について

異議申立人は、環境省の対応がなければ実施機関は当該理由書の作成はできなかったため、本件開示請求 3 及び本件開示請求 4 の文書は存在すると主張している。しかし、中村証人の調書内容を使用することについては、従来他の訴訟においても使用されているため、請求に係る協議録は作成しておらず、また環境省が提出した資料も存在しないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、首肯し得るものと認められる。

よって、本件開示請求 3 及び本件開示請求 4 に係る不存在による不開示決定は、妥当である。

2 結論

以上により、冒頭の「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

熊本県情報公開審査会

会	長	鹿瀬島正剛
会長職務代理者	員	原島 良成
委	員	立石 邦子
委	員	井寺 美穂
委	員	末松 恵美

審 査 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成27年 7月21日	・ 諮問（第168号）
平成28年 2月 8日	・ 実施機関から不開示決定理由説明書を受理
平成28年 3月18日	・ 異議申立人から意見書を受理
平成29年 1月18日	・ 審議
平成29年 2月15日	・ 審議
平成29年 3月15日	・ 実施機関からの説明聴取、審議
平成29年 4月18日	・ 審議